

第83回国民スポーツ大会
第28回全国障害者スポーツ大会
みどり市準備委員会

設立発起人会



みどモス



JAPAN
GAMES



日時：令和7年11月26日（水）18時00分～

場所：みどり市役所 笠懸庁舎2階 第1会議室

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
湯けむり国スポ・全スポ
ぐんま2029

83rd JAPAN GAMES
28th National Sports Festival
for People with a Disability

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会

みどり市準備委員会「設立発起人会」次第

1 開会

2 発起人紹介

3 説明事項

(1) 第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
概要について ······ 1 ~ 3

(2) 第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
みどり市開催競技及び開催施設 ······ 4 ~ 8

(3) 第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
開催に向けた準備経過 ······ 9 ~ 12

(4) 第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
開催に向けたスケジュール ······ 13

4 発起人代表選出

5 議事

第1号議案 第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
みどり市準備委員会設立趣意書（案） ······ 14

第2号議案 第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
みどり市準備委員会会則（案） ······ 15 ~ 20

第3号議案 第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
みどり市準備委員会委員名簿（案） ······ 21 ~ 23

6 その他

7 閉会

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会

みどり市準備委員会設立発起人会名簿

(順不同・敬称略)

所属	役職	氏名
みどり市	市長	すとう あきお 須藤 昭男
みどり市議会	議長	すぎやま ひでゆき 杉山 英行
みどり市スポーツ協会	会長	ふかだい つとむ 深代 勉
笠懸町商工会	会長	いしの しげる 石塙 茂
みどり市商工会	会長	きむら しげみつ 木村 茂光
みどり市観光協会	会長	まつしま いちろう 松嶋 一郎
みどり市	副市長	つかごし あきかず 塚越 昭一
みどり市教育委員会	教育長	ほし まもる 保志 守

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会の概要

<大会愛称・スローガン・マスコットキャラクター>

愛称：「湯けむり国スポ・全スポぐんま」

スローガン：未定

マスコットキャラクター：ぐんまちゃん

【国民スポーツ大会】

1 目的

広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的とする。

なお、本大会は昭和 21 年に第 1 回大会を開催して以来、都道府県持ち回りで開催され、都道府県対抗で競技を実施する国内最大のスポーツの祭典である。

2 主催

公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、群馬県、会場地市町村、各種競技団体

3 開催時期、期間及び会期

開催時期	令和 11 年 9 月～10 月
開催期間	11 日間以内
会期	開催 3 年前（令和 8 年度）までに公益財団法人日本スポーツ協会が開催県と協議して決定

4 実施予定競技

① 正式競技

ア 概要

別に定めのある「今後の国民体育大会（2024 年から国民スポーツ大会、以下同じ）の目的、性格について」に合致するとともに、わが国の各年齢層にわたって顕著な普及が認められ、国民の間に広く浸透している競技。

イ 開催競技 37 競技（毎年実施 36 競技、隔年実施 1 競技）

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ローイング	ホッケー
ボクシング	バレーボール	体操
バスケットボール	レスリング	セーリング
ウェイトリフティング	ハンドボール	自転車
ソフトテニス	卓球	軟式野球
相撲	馬術	フェンシング
柔道	ソフトボール	バドミントン
弓道	ライフル射撃	剣道

ラグビーフットボール	スポーツクライミング	カヌー
アーチェリー	空手道	銃剣道
クレー射撃	ボウリング	ゴルフ
トライアスロン		

※第82回大会（令和10年）～第85回大会（令和13年）では、「なぎなた」と「馬術」が隔年で開催され、第83回大会では「馬術」が実施される。

② 特別競技

ア 概要

高等学校野球（硬式・軟式）を開催し、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。

イ 開催競技

高等学校野球（硬式・軟式）

③ 公開競技

ア 概要

競技の普及をはじめ、国民のスポーツ振興を図り、生涯スポーツ社会の実現のため、正式競技以外の競技を対象に以下の条件を満たす競技。

(ア) 公益財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体の競技であること。

(イ) 当該競技団体の支部組織が、24以上の都道府県において、当該都道府県体育・スポーツ協会に加盟していること。

イ 開催競技 8競技

綱引	ゲートボール	武術太極拳
パワーリフティング	バウンドテニス	エアロビック
スポーツチャンバラ	ダンススポーツ	

④ デモンストレーションスポーツ

ア 概要

国民スポーツ大会における正式競技、特別競技、公開競技以外の競技で、県民誰もが参加でき、生涯を通してスポーツに親しむきっかけ作りや交流の輪を広げること等を目的に行われる競技。

イ 開催競技

原則として開催都道府県体育・スポーツ協会加盟団体の競技であること。これ以外の競技を実施する場合は、開催地都道府県の特性を生かしたもの、あるいは開催地都道府県民のスポーツ推進のため重点的に実施されているもので、いずれも当該都道府県体育・スポーツ協会の推薦する競技であること。

6 その他

第78回大会（佐賀県、令和6年度）以降、スポーツの価値を世界の人々と分かち合い、世界各国と協調していくことを期待し、スポーツ基本法が一部改正されたことに伴って、大会名称が「国民体育大会」から「国民スポーツ大会」に変更され、略称は「国スポ」という。

【全国障害者スポーツ大会】

1 目的

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

2 主催

公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、群馬県、会場地市町村、各種競技団体

3 開催時期、期間及び会期

開催時期	令和 11 年 10 月
開催期間	原則として国スポの直後／3 日間
会期	開催 3 年前（令和 8 年度）までに公益財団法人日本パラスポーツ協会が開催県と協議して決定

4 実施予定競技

【正式競技】14 競技（個人 7 競技、団体 7 競技）

「個人 7 競技」

陸上（身体・知的）	水泳（身体・知的）
アーチェリー（身体）	卓球（身体・知的・精神）
フライングディスク（身体・知的）	ボッチャ（身体）
ボウリング（知的）	

「団体 7 競技」

バスケットボール（知的）	車いすバスケットボール（身体）
ソフトボール（知的）	ブラインドベースボール（身体）
フットソフトボール（知的）	バレーボール（身体・知的・精神）
サッカー（知的）	

【オープン競技】

広く障害者の間に普及する観点から有効と認められるもの。

5 その他

全国障害者スポーツ大会は、第 56 回（2001 年）の国民体育大会から設立された障がい者のスポーツ大会である。

また、令和 11 年の第 28 回群馬県大会から、略称が「全スポ」に統一される。

説明事項(2)

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
みどり市開催競技及び開催施設

1 国民スポーツ大会

【正式競技】2競技

No.	競技	種別	開催施設
1	バスケットボール	成年女子	桐生大学グリーンアリーナ
2	相撲	成年男子 少年男子	"

【デモンストレーションスポーツ】1競技

No.	競技	種別	開催施設
1	ボッチャ	全種別	桐生大学グリーンアリーナ

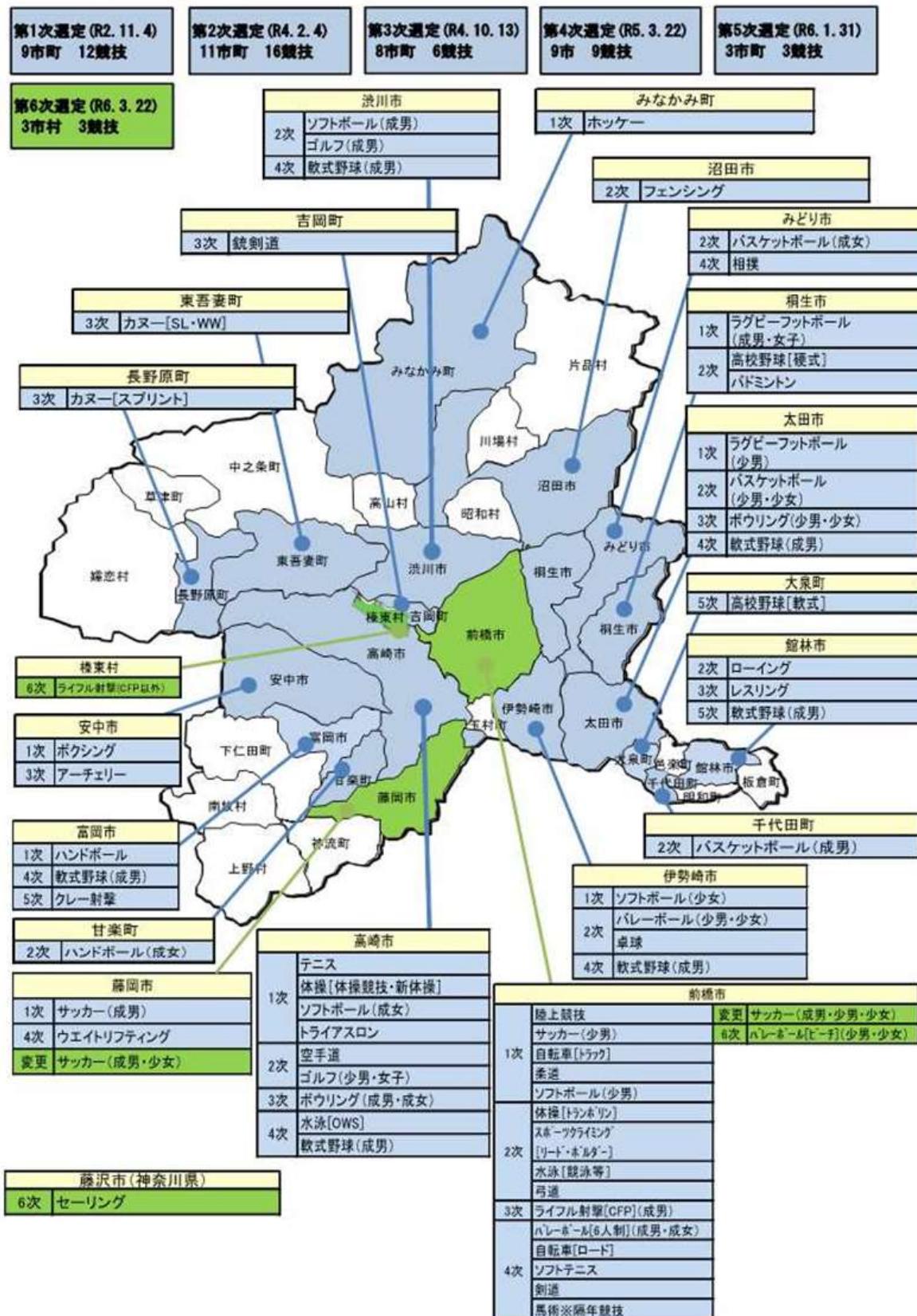
2 全国障害者スポーツ大会

【正式競技(個人)】1競技

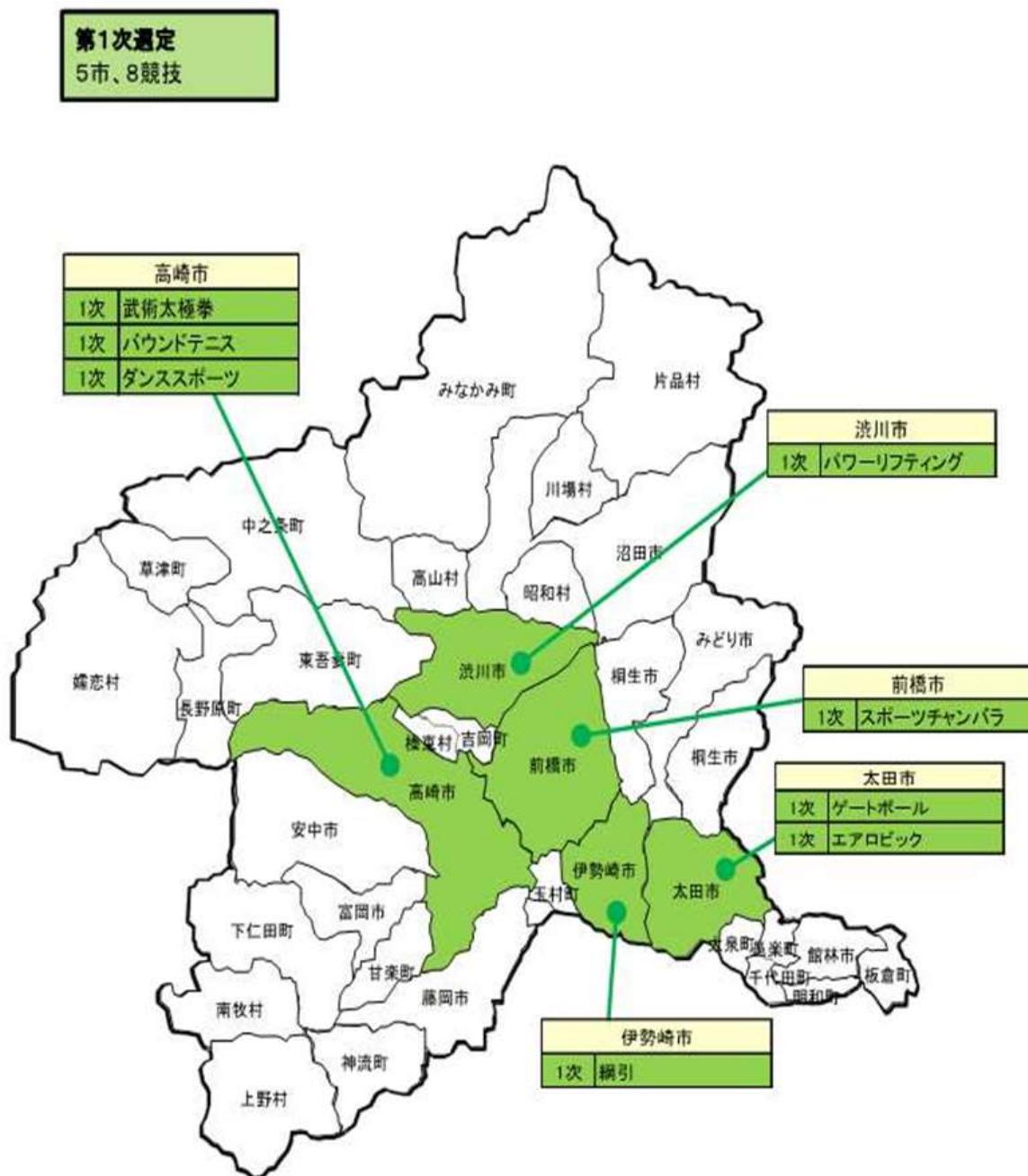
No.	競技	種別	開催施設
1	ボッチャ (身体)	全種別	桐生大学グリーンアリーナ

參考資料

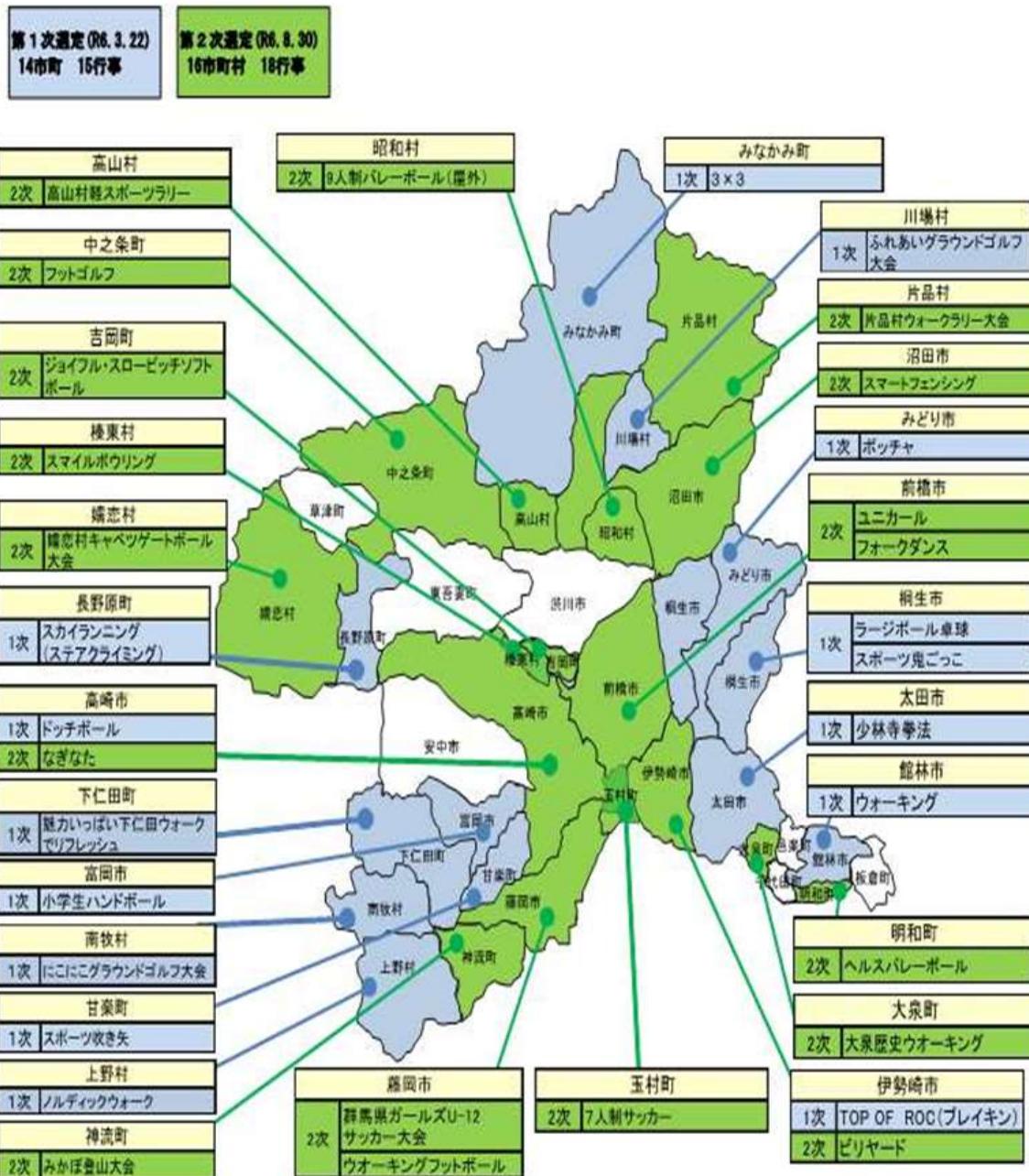
第83回国民スポーツ大会 正式競技 会場地市町村配置図



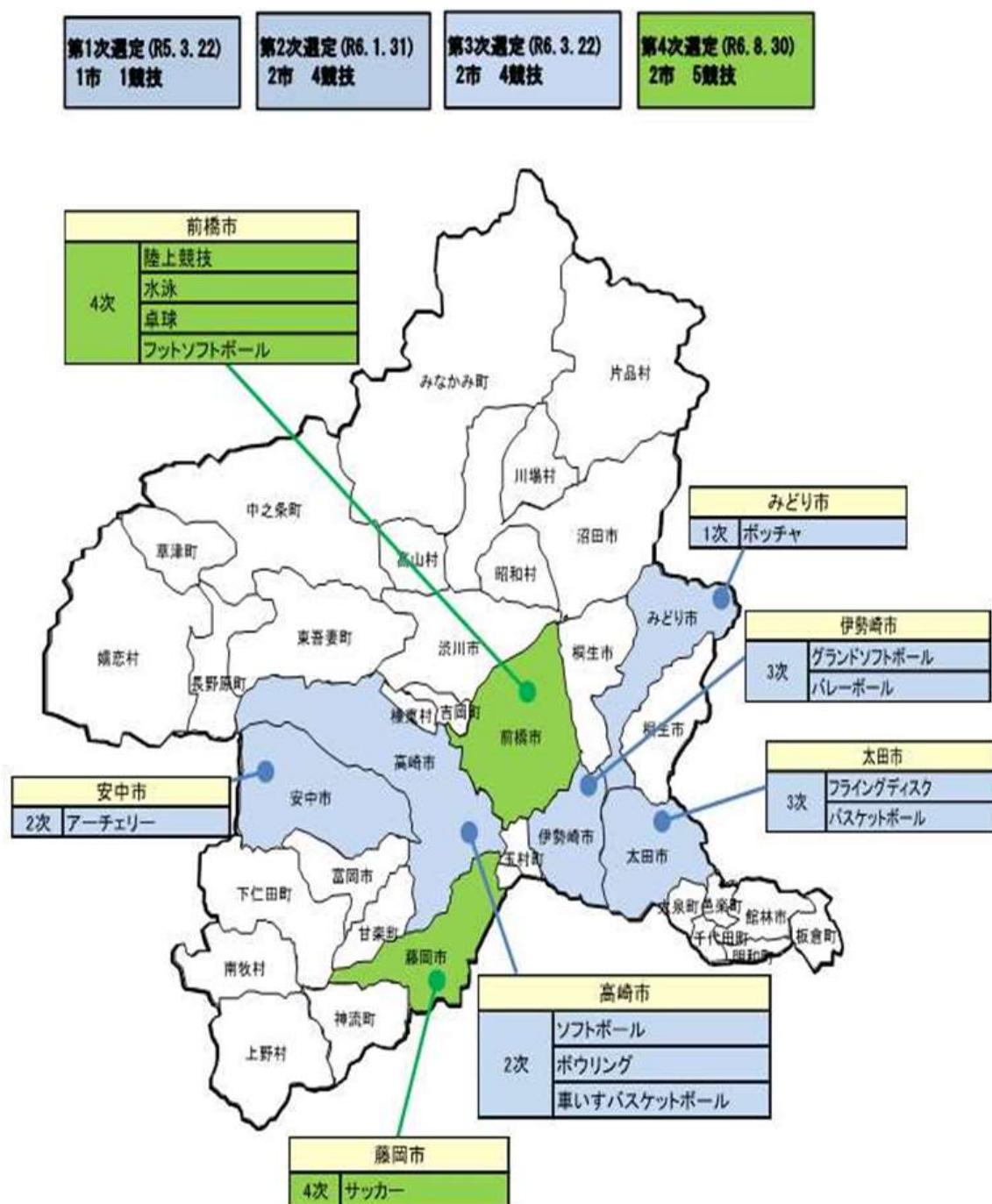
第83回国民スポーツ大会 公開競技 会場地市町村配置図



第83回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ 会場地市町村配置図



第28回全国障害者スポーツ大会 正式競技 会場地市町村配置図



第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会 開催に向けた準備経過

※ の部分は本市関係部分

※ 「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会」を
「群馬県準備委員会」と表記。

年度	月日	内容
H28	6月29日	(公財) 群馬県スポーツ協会が第83回国民体育大会招致要望書を知事、県議会議長及び県教育長に提出
	8月～	県が全市町村を訪問し、本県における2巡目国体の開催について説明、協力を依頼
	1月23日	市長会、町村会をはじめ、県内外の多様な分野の方々による「群馬県国体検討懇話会」が、本県で国体を開催する意義や方向性等をまとめた報告書を知事に提出
	2月20日	群馬県議会の平成29年第1回定例会において、知事が第83回国民体育大会及び第28回全国障害者スポーツ大会を本県で開催する意向を表明
	3月9日	群馬県議会の平成29年第1回定例会において、「第83回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
	3月21日	平成29年3月教育委員会会議定例会において、県教育委員会が第83回国民体育大会の招致を決定
H29	5月24日	知事、県教育長、(公財) 県スポーツ協会会長が、文部科学省(スポーツ庁)及び(公財) 日本体育協会に開催要望書を提出
	7月18日	(公財) 日本体育協会が群馬県を第83回国民体育大会の開催申請書提出県として了解(内々定)
	3月20日	群馬県準備委員会「設立総会、第1回総会、第1回常任委員会」開催
H30	8月7日	群馬県準備委員会「第1回総務企画専門委員会、第1回施設整備専門委員会」開催
	8月9日	群馬県準備委員会「第1回市町村連絡会議及び競技団体連絡会議」開催
	8月～10月	市町村競技会開催意向調査及び競技団体競技会意向調査を実施
	10月～12月	第83回国民体育大会会場地市町村選定に係るヒアリングを実施
	3月19日	群馬県準備委員会「第2回施設整備専門委員会」開催
	3月25日	群馬県準備委員会「第2回総務企画専門委員会」開催
R1	3月4日	群馬県準備委員会「第3回総務企画専門委員会、第3回施設整備専門委員会」開催
	3月19日	群馬県準備委員会「第2回総会」開催(書面表決)

年度	月日	内容
R2	4月1日	準備委員会の名称を「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会」に改称
	10月8日	鹿児島国体の開催延期により、群馬県での開催時期が変更（令和10年から令和11年）
	10月21日	群馬県準備委員会「第4回総務企画専門委員会」開催
	11月4日	群馬県準備委員会「第2回常任委員会」開催
	11月11日	群馬県準備委員会「第2回市町村連絡会議及び競技団体連絡会議」開催
	12月22日	群馬県準備委員会「第3回総会」開催（書面表決）
R3	1月18日	群馬県準備委員会「第5回総務企画専門委員会、第1回広報・県民運動専門委員会」開催
	2月4日	群馬県準備委員会「第3回常任委員会」開催（書面表決） 「正式競技」会場地市町村【第2次選定】 ・バスケットボール 成年女子
	2月9日	群馬県準備委員会「第3回市町村連絡会議及び競技団体連絡会議」開催
	3月9日	群馬県準備委員会「第4回総会」開催（書面表決）
R4	6月21日	スポーツ庁へ要望書を提出
	8月3日	群馬県準備委員会「第5回総会」開催（書面表決）
	8月31日	群馬県準備委員会「第6回総務企画専門委員会、第4回施設・競技専門委員会」開催（書面表決）
	10月13日	群馬県準備委員会「第4回常任委員会」開催（書面表決）
	10月14日	群馬県準備委員会「第4回市町村連絡会議及び競技団体連絡会議」開催
	10月25日	群馬県準備委員会「第2回広報・県民運動専門委員会」開催（書面表決）
	11月～12月	第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会の愛称募集
	12月21日	群馬県準備委員会「市町村・競技団体説明会」開催
	1月23日	群馬県準備委員会「第3回広報・県民運動専門委員会」開催（書面表決）
	3月6日	群馬県準備委員会「第5回施設・競技専門委員会、第7回総務企画専門委員会、第4回広報・県民運動専門委員会」開催
	3月22日	群馬県準備委員会「第5回常任委員会」開催 「国スポ正式競技」会場地市町村【第4次選定】 ・相撲 全種別 「全スポ正式競技」会場地市町村【第1次選定】 ・ボッチャ
	3月22日	大会愛称「湯けむり国スポ・全スポぐんま」発表
	3月23日	群馬県準備委員会「第5回市町村連絡会議及び競技団体連絡会議」開催

年度	月日	内容
R5	7月19日	群馬県準備委員会「第6回総会」開催（書面表決）
	8月30日	群馬県準備委員会「第6回市町村連絡会議」開催
	9月29日	群馬県準備委員会「第6回施設・競技専門委員会」開催（書面表決）
	1月19日	群馬県準備委員会「第5回広報・県民運動専門委員会、第8回総務企画専門委員会」開催（書面表決）
	1月31日	中央競技団体による正規視察 バスケットボール・・・桐生大学グリーンアリーナ
	1月31日	群馬県準備委員会「第6回常任委員会」開催（書面表決）
	2月14日	群馬県準備委員会「第1回宿泊専門委員会」開催
	2月15日	群馬県準備委員会「第1回輸送・交通専門委員会」開催
	3月7日	群馬県準備委員会「第6回広報・県民運動専門委員会、第9回総務企画専門委員会、第7回施設・競技専門委員会」開催
	3月11日	群馬県準備委員会「第7回市町村連絡会議及び第6回競技団体連絡会議」開催
	3月22日	群馬県準備委員会「第7回常任委員会」開催 「国スポーツデモンストレーションスポーツ」会場地市町村【第1次選定】 ・ボッチャ
	3月29日	「第8回市町村連絡会議及び第7回競技団体連絡会議（事務連絡）」開催
R6	7月17日	（公財）日本スポーツ協会が第3回理事会において、「第83回国民スポーツ大会」の群馬県開催が内定（国民スポーツ大会内定に伴い、第28回全国障害者スポーツ大会の群馬県開催が併せて内定）
	8月2日	群馬県準備委員会「第7回総会」開催（書面表決）
	8月21日	群馬県準備委員会「第8回施設・競技専門委員会」開催（書面表決）
	8月22日	群馬県準備委員会「第7回広報・県民運動専門委員会、第10回総務企画専門委員会」開催（書面表決）
	8月30日	群馬県準備委員会「第8回常任委員会」開催（書面表決）
	9月9日	群馬県準備委員会「第9回市町村連絡会議・第8回競技団体連絡会議」開催
	9月24日	中央競技団体による正規視察 相撲・・・桐生大学グリーンアリーナ
	11月25日	群馬県ほか関係団体による会場視察 ボッチャ・・・桐生大学グリーンアリーナ
	12月2日	群馬県準備委員会「第10回市町村連絡会議及び第9回競技団体連絡会議」開催
	2月6日	群馬県準備委員会「第1回医事・衛生専門委員会、第1回警備・消防専門委員会」開催
	2月10日	群馬県準備委員会「第11回総務企画専門委員会、第9回施設・競技専門委員会、第1回式典専門委員会」を開催
	3月3日	群馬県準備委員会「第9回常任委員会」開催（書面表決） 「第11回市町村連絡会議及び第10回競技団体連絡会議」開催

年度	月日	内容
R7	4月1日	保健福祉部健康づくり局スポーツ振興課内に「国スポ準備係」を新設
	9月29日～10月1日	先催県「わたSHIGA輝く国スポ相撲競技会」視察
	10月6日～7日	先催県「わたSHIGA輝く国スポバスケットボール競技会」視察
	10月1日	群馬県準備委員会「第12回市町村連絡会議」開催
	10月8日	群馬県準備委員会「第8回総会」開催（書面表決）
	10月25日～26日	先催県「わたSHIGA輝く障スポボッチャ競技会」視察
	11月26日	第83回国民スポーツ大会及び第28回全国障害者スポーツ大会みどり市準備委員会「設立発起人会」開催

**第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
開催に向けたスケジュール**

年度		主要日程	みどり市準備委員会 (みどり市実行委員会)
9年前	令和2年 (2020年)	会場地選定	
8年前	令和3年 (2021年)		
7年前	令和4年 (2022年)		
6年前	令和5年 (2023年)	議会開催決議（県）	
5年前	令和6年 (2024年)	中央競技団体視察 開催申請書提出（県） 開催内定	
4年前	令和7年 (2025年)		準備委員会設立 (準備委員会事務局) ○総会 ○常任委員会 ○各種専門委員会 (臨時開催)
3年前	令和8年 (2026年)		実行委員会へ改組 (実行委員会事務局) ○総会 ○常任委員会 ○各種専門委員会
2年前	令和9年 (2027年)		○総会 ○常任委員会 ○各種専門委員会 (臨時開催)
1年前	令和10年 (2028年)		○総会 ○常任委員会 ○各種専門委員会 (臨時開催)
開催年	令和11年 (2029年)	第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会 「リハーサル大会」開催 ↓ 第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会 「本大会」開催 ↓ 実行委員会解散	

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会 みどり市準備委員会設立趣意書（案）

国民スポーツ大会は、昭和21年の第1回大会以来、毎年開催される国内最大の総合スポーツ大会として、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の体力向上を図るとともに、地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するなど、国民生活を明るく豊かにすることを目的として実施されてきました。

群馬県においては、昭和58年に第38回国民体育大会（あかぎ国体）及び第19回全国身体障害者スポーツ大会（愛のあかぎ大会）が開催され、各地においてスポーツの振興や障がい者スポーツの普及へと繋がりました。

令和11年に46年ぶりに我が国最大のスポーツの祭典である、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が群馬県で開催されることとなり、みどり市においても全3競技を実施いたします。両大会を開催することで、市民のスポーツに対する興味や関心を高める、次世代を担う子どもたちに夢や希望を与える、スポーツを通した健康増進や世代間・地域間交流が促進されるなど、魅力あふれる地域社会の実現へ大きく寄与することが期待できます。

また、四季折々の景観が満喫できる豊かな自然環境、岩宿遺跡や富弘美術館をはじめとする歴史文化など、みどり市ならではの魅力を全国に発信する絶好の機会となり、観光や経済活動への波及効果も期待できるといった大変意義深いものであると考えます。

このような意義ある大会を成功に導くためにも、市民、関係機関、関係団体並びに行政機関が一体となり、「オールみどり」で開催準備を進める必要があることから、「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会 みどり市準備委員会」を設立し、市民の総力を結集して、所期の目的を達成しようとするものであります。

令和7年○月○日

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
みどり市準備委員会設立発起人

みどり市長	須藤 昭男
みどり市議会議長	杉山 英行
みどり市スポーツ協会会長	深代 勉
笠懸町商工会長	石塙 茂
みどり市商工会長	木村 茂光
みどり市観光協会会長	松嶋 一郎
みどり市副市長	塙越 昭一
みどり市教育委員会教育長	保志 守

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
みどり市準備委員会会則（案）

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会みどり市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第83回国民スポーツ大会及び第28回全国障害者スポーツ大会において、みどり市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営を期するために必要な業務を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組 織

(組織)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) みどり市を代表する者
- (2) みどり市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係機関及び関係団体を代表する者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員の選任)

- 第6条 会長は、みどり市長をもって充てる。
- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
 - 3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。
 - 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項各号に掲げる事項を審議する。
 - 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

- 第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属機関の役職を離れたときは、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。この場合において、会長は、必要に応じて委員等を補充することができる。
 - 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告しなければならない。
 - 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

- 第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
 - 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
 - 5 顧問及び参与は、無報酬とする。
 - 6 前条第1項及び第2項の規定は、顧問及び参与の任期について準用する。これらの規定中「委員及び役員」とあるのは「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議

(会議の種類)

- 第10条 準備委員会に次に掲げる会議を置く。
- (1) 総会
 - (2) 常任委員会
 - (3) 専門委員会

(総会)

- 第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。
- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
 - 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
 - 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
 - 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
 - 6 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
 - 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対して書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

- 第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
 - 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。
 - 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
 - 6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。
 - (3) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
 - 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。
 - 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査及び審議し、

その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

(書面議決)

第14条 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。

1 会長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。

2 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を会長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。

3 委員は、議決権を行使するに当たり、議案の内容について質疑等をすることができる。

4 会長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、全ての委員に対して質疑等及び回答内容を報告しなければならない。

5 書面議決による委員会は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。

6 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。

7 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 6 章 会計

(経費)

第17条 準備委員会の経費は、負担金、その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 解散

(解散)

第20条 準備委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散した場合において、その残余財産は、みどり市に帰属するものとする。

第 8 章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和〇年〇月〇日から施行する。

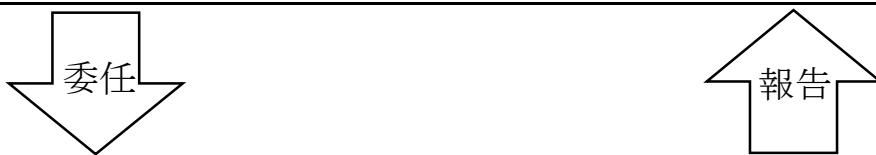
(経過措置)

2 この会の設立当初の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和8年3月31日までとする。

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
みどり市準備委員会 組織図（案）
【事務局：保健福祉部健康づくり局スポーツ振興課国スポ準備係】

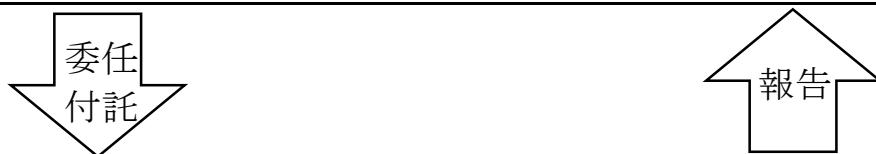
【総会】審議・決定

- ・競技会の開催に係る基本方針に関すること
 - ・会則の制定及び改廃に関すること
 - ・事業計画及び事業報告に関すること
 - ・予算及び決算に関すること
 - ・常任委員会に委任する事項に関すること
 - ・その他重要な事項に関すること
- (市準備委員会会則第11条第4項関係)



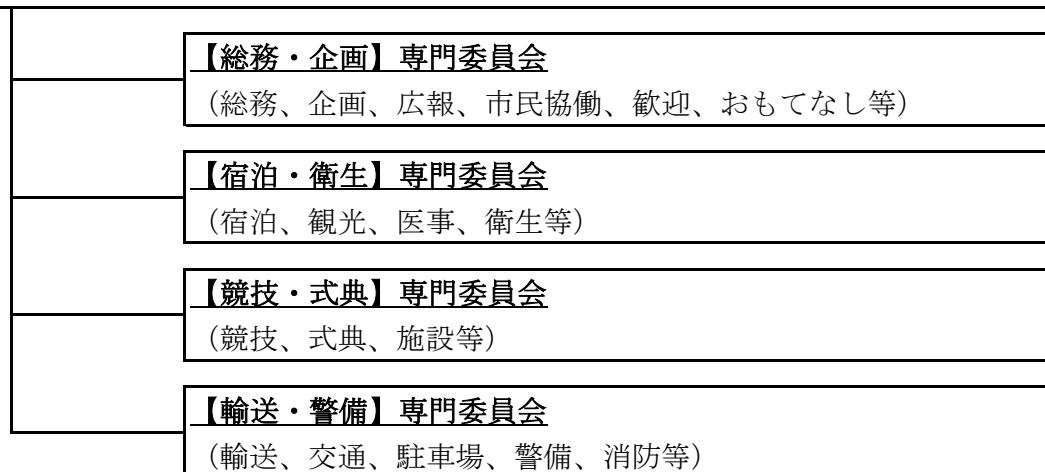
【常任委員会】審議・決定

- ・総会から委任された事項に関すること
 - ・総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること
 - ・専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること
 - ・その他委員長が必要と認める事項に関すること
- (市準備委員会会則第12条第7項関係)



【専門委員会】審議・決定

- ・常任委員会から委任又は付託された事項の調査・審議
- (市準備委員会会則第13条第2項関係)



※準備の進捗に合わせて各専門委員会を順次設置。

なお専門委員会の委員は、常任委員・委員の各団体からの事務責任者等をもって構成する。